

国立大学法人京大時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、1週間の所定の勤務時間が30時間（研究開発補佐員については38時間45分）を超えない者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(資格等)</p> <p>第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限（無期雇用教職員を除く。以下同じ。）、定年（無期雇用教職員に限る。以下同じ。）及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。</p> <p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 時間雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、通算5年を超えないものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員及び研究員の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4 第2項ただし書及び前項の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>5 契約期間の満了後において当該労働契約を更新することがある場合には、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。</p> <p>6 別表第1、別表第2及び別表第3の雇用年齢上限欄に定める年齢（大学が特に認めた場合に定める年齢を含む。）に達した時間雇用教職員の契約の更新は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日までに限り行い、翌事業年度以降は、契約を更新しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(時間給の決定)</p> <p>第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第4の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>2・3 (資格等)</p> <p>第3条</p> <p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員及び研究員(非常勤)の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>(時間給の決定)</p> <p>第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の別に、それぞれ別表第4、別表第5及び別表第6の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。</p>

改 正 前	改 正 後													
<p>(2) <u>別表第2に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第5に掲げる額とする。</u></p> <p>(3) <u>別表第3に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第6の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>附 則 (平成25年達示第63号) (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この規則の施行の日の前日において時間雇用教職員として雇用していた者を当該雇用していた職名と同一の職名で引き続き雇用する場合においては、改正後の規定にかかわらず、当該同一の職名における雇用が継続する限り、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則(平成18年達示第49号)第1条の規定により雇用する時間雇用教職員に支給する給与は、改正後の第22条及び第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(中 略)</p>	<p>附 則 (平成25年達示第63号) (施行期日)</p> <p>第1条</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この規則の施行の日の前日において附則別表左欄の職名で雇用していた者を当該雇用していた職名と対応する同表右欄の職名で引き続き雇用する場合には、<u>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則(平成25年達示第63号)附則第2条第1項における同一の職名における雇用とみなす。</u></p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前の職名</th> <th style="text-align: center;">改正後の対応する職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">医療技術補佐員</td> <td style="text-align: center;"><u>薬剤師(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>栄養士(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>診療放射線技師(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>臨床検査技師(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>衛生検査技師(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>臨床工学技士(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>理学療法士(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>作業療法士(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>視能訓練士(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>言語聴覚士(非常勤)</u></td> </tr> </tbody> </table>	改正前の職名	改正後の対応する職名	医療技術補佐員	<u>薬剤師(非常勤)</u>	<u>栄養士(非常勤)</u>	<u>診療放射線技師(非常勤)</u>	<u>臨床検査技師(非常勤)</u>	<u>衛生検査技師(非常勤)</u>	<u>臨床工学技士(非常勤)</u>	<u>理学療法士(非常勤)</u>	<u>作業療法士(非常勤)</u>	<u>視能訓練士(非常勤)</u>	<u>言語聴覚士(非常勤)</u>
改正前の職名	改正後の対応する職名													
医療技術補佐員	<u>薬剤師(非常勤)</u>													
	<u>栄養士(非常勤)</u>													
	<u>診療放射線技師(非常勤)</u>													
	<u>臨床検査技師(非常勤)</u>													
	<u>衛生検査技師(非常勤)</u>													
	<u>臨床工学技士(非常勤)</u>													
	<u>理学療法士(非常勤)</u>													
	<u>作業療法士(非常勤)</u>													
	<u>視能訓練士(非常勤)</u>													
	<u>言語聴覚士(非常勤)</u>													

改 正 前	改 正 後
	<u>義肢装具士 (非常勤)</u> <u>歯科衛生士 (非常勤)</u> <u>歯科技工士 (非常勤)</u> 技術補佐員
	<u>看護技術補佐員</u> <u>保健師 (非常勤)</u> <u>助産師 (非常勤)</u> <u>看護師 (非常勤)</u> <u>准看護師 (非常勤)</u>
	<u>医師</u> <u>医師 (非常勤)</u>
	<u>歯科医師</u> <u>歯科医師 (非常勤)</u>
	<u>研究員</u> <u>研究員 (非常勤)</u>
	<u>講師</u> <u>講師 (非常勤)</u>

別表第1 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	(略)	満60歳 (ただし、大学が特に認められた場合は、満65歳)	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する
技術補佐員		(略)			
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事			
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事			
技能補佐員		(略)			
教務補佐員		(略)			
労務補佐員	(略)	(略)	(略)	(略)	
研究支援推進員	(略)	(略)	(略)	満60歳	(略)
研究開発補佐員	(略)	(略)	(略)		(略)
オフィス・アシスタント	本学に在籍する学生	事務、技術、技能、教務、医療技術若しくは看護技術に関する補佐業務又は労務作	—		・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・勤務時間は原則として週20時間

別表第1 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項			
事務補佐員	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)			
技術補佐員		(同左)						
技能補佐員		(同左)						
教務補佐員		(同左)						
労務補佐員		(同左)				(同左)	(同左)	(同左)
研究支援推進員		(同左)				(同左)	(同左)	(同左)
研究開発補佐員	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)			
オフィス・アシスタント	(同左)	事務、技術、技能若しくは教務に関する補佐業務又は労務作業に従事	(同左)		(同左)			

改正前						改正後					
		業に従事			以内とする						
別表第2 (第2条・第3条・第4条関係)						別表第2 (第2条・第3条・第4条関係)					
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
医師 歯科医師	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	医師(非常勤) 歯科医師(非常勤)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
寄附講座 教員 寄附研究 部門 教員	(略)	(略)			(略)	寄附講座 教員 寄附研究 部門 教員	(同左)	(同左)			(同左)
共同研究 講座 教員 共同研究 部門 教員		(略)			(略)	共同研究 講座 教員 共同研究 部門 教員		(同左)			(同左)
研究員 (必要に応じて総長の定めるところにより名称を付記することができる)	(略)	(略)			(略)	研究員(非常勤) (必要に応じて総長の定めるところにより名称を付記することができる)	(同左)	(同左)			(同左)
						専門業務職員(非常勤)	業務に関連のある資格、学位又は経験を有する者	特定の分野における高度の専門的知識又は経験等を必要とする専門的業務に従事	満60歳(ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳。)	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る
						薬剤師(非常勤)	当該業務に必	当該免			許に係

改正前						改正後					
						勤)	要な免 許を有 する者	る職務 に従事			
						栄養士 (非常勤)					
						診療放射線技師(非常勤)					
						臨床検査技師(非常勤)					
						衛生検査技師(非常勤)					
						臨床工学技士(非常勤)					
						理学療法士(非常勤)					
						作業療法士(非常勤)					
						視能訓練士(非常勤)					
						言語聴覚士(非常勤)					
						義肢装具士(非常勤)					
						歯科衛生士(非常勤)					
						歯科技工士(非常勤)					
						保健師(非常勤)					
						助産師(非常勤)					
						看護師					

改正前					

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
講師		(略)			
		(略)			

別表第4 (第24条関係)

職名	時間給
事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員 労務補佐員 研究支援推進員 オフィス・アシスタント(事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)	(略)
医療技術補佐員 オフィス・アシスタント(医療技術補佐の業務に限る)	900円から1,900円までの範囲で50円単位の額
看護技術補佐員 オフィス・アシスタント(看護技術補佐の業務に限る)	1,000円から2,500円までの範囲で50円単位の額
教務補佐員 研究開発補佐員 オフィス・アシスタント(教務補佐の業務に限る)	(略)

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給
医師、歯科医師 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 産学共同講座教員、産学共同研究部門教員	1,300円から3,900円までの範囲で100円単位の額

改正後					
(非常勤)					
准看護師(非常勤)					

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
講師(非常勤)		(同左)			
		(同左)			

別表第4 (第24条関係)

職名	時間給
事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員 労務補佐員 研究支援推進員 オフィス・アシスタント(事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る)	(同左)
教務補佐員 研究開発補佐員 オフィス・アシスタント(教務補佐の業務に限る)	(同左)

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給
医師(非常勤)、歯科医師(非常勤) 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員(非常勤) 産学共同講座教員、産学共同研究部門教員 専門業務職員(非常勤)	(同左)
薬剤師(非常勤) 栄養士(非常勤) 診療放射線技師(非常勤) 臨床検査技師(非常勤) 衛生検査技師(非常勤) 臨床工学技士(非常勤) 理学療法士(非常勤)	900円から1,900円までの範囲で50円単位の額

改正前		改正後	
		<u>作業療法士 (非常勤)</u> <u>視能訓練士 (非常勤)</u> <u>言語聴覚士 (非常勤)</u> <u>義肢装具士 (非常勤)</u> <u>歯科衛生士 (非常勤)</u> <u>歯科技工士 (非常勤)</u>	
		<u>保健師 (非常勤)</u> <u>助産師 (非常勤)</u> <u>看護師 (非常勤)</u> <u>准看護師 (非常勤)</u>	1,000円から2,500 円までの範囲で50円単位 の額
※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。 別表第6 (第24条関係)		※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。 別表第6 (第24条関係)	
職名	時間給額	職名	時間給額
講師	(略)	<u>講師 (非常勤)</u>	(同 左)
	(略)		(同 左)
別表第7 (略)		別表第7 (同 左)	